国自安第 1 3 7 号 国自旅第 3 9 3 号 国 自 貨 第 9 1 号 令和 3 年 1 2 月 2 7 日

各地方運輸局自動車交通部長 関東·近畿運輸局自動車監査指導部長 器地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長

> 自動車局安全政策課長 旅客課長 貨物課長

遠隔点呼実施要領について

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法又は貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、自動車運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面により点呼を行い必要な指示を与えること等が定められている。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術(ICT)の発展が目覚ましく、事業用自動車総合安全プラン 2025 において、「高度な点呼機器の活用による IT 点呼(遠隔点呼)の対象拡大を検討」するとされたこと等を踏まえ、令和3年3月に産学官の有識者で構成された運行管理高度化検討会を設置し、ICT を活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めてきたところである。

今般、同検討会において、遠隔点呼に使用する機器・システムの要件や運営上の遵守 事項等であって、対面での点呼と同等の確実性を担保するために必要となる項目がとり まとめられたところ、令和4年4月以降、同検討会の監督下において行われる遠隔点呼 については、別添「遠隔点呼実施要領」に基づき取り扱うこととするので了知されたい。

なお、自動車運送事業者が別添「遠隔点呼実施要領」に基づいて遠隔点呼を行った場合、当該自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第24条又は貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第7条の規定に適合する点呼を行ったものとして取り扱うものとする。

また、輸送の安全に関する取組が優良であると認められる営業所において認められている現行のIT点呼及び旅客IT点呼については、別添「遠隔点呼実施要領」の規定に関わらず、従前のとおり取り扱うものとする。